

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

日本における六十五歳以上の認知症の人の数は推計で六百万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の人への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解の下、認知症の人の尊厳と日常を守り、認知症と共生する社会への転換が求められている。

よつて、国会及び政府におかれでは、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のため、また、認知症の人やその家族の困難を最小限に抑えるため、次の事項について特段の取組を求める。

- 一 認知症の初期の段階から、家族や周囲の人々が適切に対応するための認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局、介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
 - 二 認知症の重症化の抑制や認知機能の維持のため、当事者やその家族との連携を重視しながら、薬や対処法等の研究開発を行う体制を強化すること。
 - 三 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人とその家族に寄り添う制度を整備すること。
 - 四 認知症のリスク低減につながる生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする知識や情報を提供する体制を整備すること。
 - 五 認知症に対する施策を、国と地域が一体となつて、総合的かつ総体的に推進するため、「（仮称）認知症基本法」を整備すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和五年三月十七日

大分県議会議長 御 手 洗 吉 生

厚内参衆
生閣議議
労院院
働理議議
大臣長長

加岸尾細
藤田辻田博
勝文秀久之
信雄久殿
殿殿殿